

滋賀県立愛知高等養護学校2年生のクラスでは、愛荘町内の一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加していることから「地域の高齢者のために何かできないか」と考え、今年度は「地域の高齢者とのふれあいと社会参加」を目的に、市老人会の協力を得て交流会を実施されています。

9月27日(火)に2回目の交流会を実施され、生徒さん(12名)と市老人会のみなさん(30名)がグラウンドゴルフを通して交流をされました。

AISH'



内容

 \Box

Φ

0

2~3 「地域を支えるみんなの"力"」

~ボランティア活動の推進の取り組み~

4 介護予防・日常生活支援総合事業のお知らせ

5 地域福祉権利擁護事業について

6 第11回社会福祉のつどい 開催、作業所だより、他

善意銀行だより、見守り活動への協賛について。他

おしらせ



2016.12 第43号

多いしょう

発行者 社会福祉法人

愛荘町社会福祉協議会

愛知川事務所 滋賀県愛知郡愛荘町市731番地 秦 荘 事 務 所 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子1216番地1 愛荘町社会福祉協議会ホームページ TEL 0749(42)7170 FAX 0749(42)7178
TEL 0749(37)8063 FAX 0749(37)4343 有線2043 http://aisho-shakyo.or.jp/

みんなの"力"

みんなと一緒にボランティアの推進を目指します!

愛荘町ボランティアセンタ

ボランティアセンターってどんなところ??

愛荘町ボランティアセンターでは、「みんなで進める 笑顔あふれる 福祉のまちづくり」を進めるため、町内のボランティアがつながることを 目的に、ボランティア活動の相談・調整、講座や交流会の開催、ボランティ アの情報提供等をおこなっています。

平成28年11月15日現在、ボランティアセンターには、個人ボランティア 403名、災害支援ボランティア6名、ボランティアグループ42グループが 登録されており、町内のさまざまなところで活動されています。

●交流会や講座の開催

ボランティアさん同士が情報交換 できる交流の場づくりや、ボラン ティア活動についての講座・研修を おこなっています。





運営委員会の開催

ボランティアセンター内に運営委員 会を設置して、ボランティア活動者 や団体、機関等のみなさまに参画い ただき、ボランティアセンターの運 営について検討・企画をおこなって います。



●ボランティア情報の発信

ボランティア登録者に年間4回ボラ ンティアだよりを発送し、ボラン ティア活動に関する情報を発信して います。

ボランティアをはじめてみませんか??

ボランティアセンターでは、随時ボランティアさんを募集して います。ボランティアなので、自分のできる範囲で、活動場所や時 間を希望して活動することができます。









~ボランティアさんのご紹介~

愛荘町で活動されているボランティアさんの一部を紹 介します。

★芸能ボランティア

趣味や特技を活かして地域のサロンや敬老会、福祉施 設等で演芸を披露されています

★子育て支援ボランティア

子育て支援センターや子育てひろばで子ども達と遊ん だり見守りをしてくださっています。

★読み聞かせボランティア

小学校や保育園等で絵本の読み聞かせをされています。

その他

★調理ボランティア

★裁縫ボランティア

★災害支援ボランティア

★学校支援ボランティア

★デイサービスボランティア などが活動されています。

町社会福祉協議会

愛荘町社会福祉協議会が事務局です。)

〈秦荘事務所〉

〒529-1234 愛荘町安孫子 1216 番地 1 福祉センターラポール秦荘 いきいきセンター

TEL 0749-37-8063 FAX 37-4343 有線番号 2043

http://aisho-syakyo.or.jp/ ai-vc@aisho-syakyo.or.jp

ボランティアセンターに登録していただくと、

ボランティア活動の紹介

研修や交流会等の情報提供

ボランティア活動保険への加入

活動拠点の場づくり

をさせていただいています。ボランティア活動に興味 があるという方は、お気軽に愛荘町ボランティアセン ターまでお越しください♪

地域でがんばる皆さんを応援します!

地域を支える

愛荘町地域支え愛ポイント制度が始まりました。

この制度は、多くの住民が福祉のまちづくりについて高い関心を持ち、地域できめ細やかな支え合い活動が 広がるまちづくりを進めるための制度です。

地域支え愛ポイント制度の流れ Q&A



Q1登録はどこで 出来ますか?

> Q2、 登録の対象者は?

Q3、 活動するにはどうしたら いいですか?

集まったポイントは、次のいずれかと交換できます。

- ・現金 5000円 ・湖東三山あいしょう利用券
- ・愛荘町特産品 ・福祉・保健基金に寄付

愛荘町社会福祉協議会の窓口でご本人さんが 登録してください。窓口では、ポイントカード と受入機関一覧表をお渡しします。

al

A2,

18歳以上の方で町内外を問わず、 町内で活動していただける方が対 象になります。

А3、

活動したい受入機関に直接連絡して確 認してください。活動した時間が4時間 未満で 100ポイント・4時間以上で 200ポイントのシールをもらってくだ さい。

5000ポイント貯まったら役場地域福 祉課で交換の手続きをします。



★活動内容は、町が承認した福祉施設や介護施設等での活動(レクリエーションのお手伝い、お話し相手、配 膳、散歩の付き添い、芸能披露など)・地域のサロン活動・介護支援サポーターの活動など、町が認めた事 業やイベントでの活動になります。

例えばく

子育で支援活動

親子が参加するサロンにて子 どもたちを見守っていただい たり、遊んだりしていただいています。

介護施設での活動

話し相手、洗濯たたみ他、介護

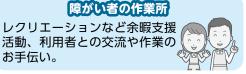
にかかわる活動



お手伝い。

各自治会のサロン活動

レクリエーション実施や参加者 との交流・調理補助などサロン 運営に関わる活動。





★活動者を受け入れ、ポイントを付与していただける 施設やサロンを募集しています!!

地域の皆様の 登録をお待ちして います!!

お問合せ先の愛荘

(※愛荘町ボランティアセンターは、

〈愛知川事務所〉

〒529-1313 愛荘町市 731 番地 町立福祉センター愛の郷 TEL 0749-42-7170 FAX 42-7178 愛荘町社会福祉協議会ホームページ 愛荘町ボランティアセンター専用メール

介護保険法の改正に伴い、平成29年4月1日 から新しい総合事業が始まります!

愛荘町社会福祉協議会の介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護 が新制度へ移行します。

介護保険制度の改正により、現在の要支援1・2の方が利用している介護予防給付のうち、介護予防 訪問介護(ホームヘルプサービス)と介護予防通所介護(デイサービス)については、平成29年4月か らは介護保険事業に基づくサービスから、市町村が提供する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業| のサービスへ移行することとなりました。

このため、本会が提供しておりましたこれらのサービスについては、利用者へのサービスを維持でき るように、通所介護事業については施設の機能を分担して、次のとおり取り組むこととしていますので、 ご理解・ご協力をお願いします。

愛知川通所介護事業所(愛の郷)

平成29年4月1日より、要支援認定の方で緩和 した基準Aの対象の方・生きがい対応型デイサー ビスをご利用されていた方などにご利用いただ く、新しい総合事業の通所型サービス事業所とな ります。

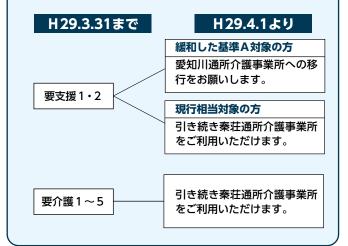
現在ご利用の要支援認定の方で、現行相当の対 象の方(現行サービスが必要な方)・要介護認定の 方は、ご迷惑をおかけしますが、秦荘通所介護事業 所を含めた他事業所でのサービスを受けていただ きます。

H29.3.31まで H29.4.1より 緩和した基準A対象の方 引き続き愛知川通所介護事業 所をご利用いただけます。 要支援1・2 現行相当対象の方 秦荘通所介護事業所を含めた 他事業所への移行をお願いし ます。 奏丼诵所介護事業所を含めた 他事業所への移行をお願いし 要介護1~5 ます。

秦荘通所介護事業所(いきいきセンター)

平成29年4月1日より、要支援認定の方で現行 相当の対象の方(現行サービスが必要な方)・要介 護認定の方を対象に、引き続き介護保険事業の通 所型サービス事業所となります。

現在ご利用の要支援認定の方で、緩和した基準 Aの対象の方は、ご迷惑をおかけしますが、愛知川 通所介護事業所でのサービスを受けていただきま す。



訪問介護事業所

新しい総合事業では、住みなれた地域で生活できるよう幅広いサービ スを充実していく中で、訪問介護員によるサービスが必要と認められる 場合にサービスをご利用いただけます。

H29.3.31まで H29.4.1より 基本チェックリスト・介護予防ケアマネジ メントにおいてサービスの利用が必要と認 められる方 要支援1・2 要支援1・2 要介護1~5 要介護1~5

新しい総合事業へ移行します 訪問型サービスとして

現行相当対象と緩和した基準A対象に区分さ れ、各サービスをご利用いただけます。

変更なく今まで通りの介護サービスをご利用 いただけます。

在出了知道与初设

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な方及び日常生活に不安のある方が、安心 して日常生活を送ることができるよう権利擁護の視点から、自己決定を必要な範囲で支援します。

毎日のくらしの中でこんなことに困っていませんか?

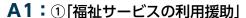
- 最近、よく通帳のしまい場所を忘れてしまう。
- ・家賃や電気・ガス代を忘れずに払いたい。
- ・大切な書類をなくさないか心配。
- •福祉サービスを利用したいけれど、どうすればいいの?

上記のようなことに困ったり、不安を持っていたりする方々が安心して地域で生 活がおくれるよう、愛荘町社会福祉協議会がお手伝いする事業です。



Q1:どのようなサービスがありますか?

次の3つのサービスを組み合わせてご利用いただけます。



福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

②「日常的金銭管理サービス」

毎日のくらしに欠かせない、お金の出し入れ、日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。

③「書類等預かりサービス」

大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

Q2:どのような人が利用できますか?

A2: 愛荘町内で生活されている方で、物忘れなどのある高齢の方、知的障がい、精神障がいなどの ある方で、自分ひとりで判断することが不安な方などがご利用いただけます。

●ご利用されている方の事例

日常的な金銭管理のお手伝い 【Aさん 50代・男性】

Aさんはひとり暮らしをしながら地域の障がい者福祉施設に通っています。身の回りのことはほ とんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手 です。作業所から社会福祉協議会に相談したことがきっかけで、地域福祉権利擁護事業を利用する ことになりました。



Aさんは、毎月使うお金について職員に相談します。毎月2回職員が訪れ、預 金から生活費などをおろしてきてもらい、Aさん宛の郵便物のなかで支払いの必 要なものがあれば、一緒に確認をして手続きのお手伝いをします。「お金を使い すぎることもなくなり、お金も貯まるようになりました。お金の使い方で心配な ときは、職員さんに聞けばわかるので安心です」とAさんは話しています。

お問い合わせ先

☆くわしくは、愛荘町社会福祉協議会(愛知川事務所)までお問い合わせください。 愛荘町社会福祉協議会(愛知川事務所) 電話:0749-42-7170



荘町社会福祉のつ

催しました。 |第11回愛荘町社会福祉のつどい||を12月3日(土)に開

共同募金助成金交付式を行いました。 式典では、社会福祉等関係功労者等表彰式や赤い羽根

協事業における作品展示を行いました。 あい共同作業所による出張喫茶や、 表取締役 白駒 妃登美様を講師にお迎えし、「歴史から学式典終了後は、記念講演として、株式会社ことほぎ 代 ぶ人生のヒントと絆」をテーマにお話しいただきました。 また、今年もフロアイベントとして、珈琲生活様とふれ 地域の福祉活動・社

今年も多数のご参加ありがとうございました。

表彰

▼社会福祉等関係功労者

柳田 稔 裕美 誠 柴田 中嶋 佐藤 小林 美千代 信征 早苗 千藤 光宏 富造

▶社会福祉活動協力者 さき子

上林

>社会福祉活動優良小地域地区 ボランティアグループまどか

「感謝状]

▼社会福祉活動協力者

楠原 純信

赤い羽根共同募金助成金交付 ♥当事者・福祉活動団体支援助成

愛荘町介護者友の会「ひまわり」

他

4 団 体

▼ボランティアグループ活動助成

図書館ボランティアグループほんてつ 他13団体

・子どもの遊び場・遊具等設置(整備)事業

斧磨自治会 (公園のベンチの購入)

(敬称略順不同)

秋の神戸でリフレ "/

ふれあい共同作業所だより

No.25

を実施しています。 の余暇支援活動として、 ふれあい共同作業所では、 年間様々な行事 利用者さん

れました。 すい1日となりました。この日はみなさ した。当日は天候に恵まれ、大変過ごしや タワーの見学、 た。今年は神戸海洋博物館や神戸ポー みにされている日帰り旅行を実施しまし ん、仕事を忘れ、思いっきり楽しんでおら 去る11月4日、 神戸港クルーズを行いま 毎年利用者さんが楽し











さん

南方 柚子香

料を拝見したり、職員さんだく際には、必ず過去の資 せていただきました。職員から説明を受けて参加さ ありがとうございました。 現場に参加させていた 実習をさせていただき います。

の優しさに触れながら実ゃってくださり、職員さん 習を終えることができま ください」と親切におっし さんは「いつでも質問して

ていただいた住民さんにまた、現場でご一緒させ 入れてくださり、感謝して つきましては、笑顔で受け

いきたいと思います。験を、大学卒業後活かして 実習で学んだ多くの経

術現 た

の大学生が実習に来られ、 紹介します。 参加されました。実習終了後にいただいた感想を一部ご っております。今年は8月18日から10月3日まで、2名 福祉専門職養成の一環として現場実習の受け入れを行 愛荘町社協では、福祉系大学の在学生を対象に、社会 社協や地域の様々な活動に



大谷大学3回生 棟長 佑年 さん

区長や民生委員の方々の協 みを進めておられることや、 方が主体となるよう取り組 き、職員の方が、地域住民の 場の中で活動させていただ 刀体制の良さを見て学ぶこ 実習を通して、

すべての人に対して、その

人の望む生き方を実現する

この職業は、相談に訪れた

ともに考えていく仕事です ための最良の策を相談者と 専門職を目指しています

私は、

社会福祉士という

「平成28年度 高齢者・障がい者なんでも相談会」 のご案内

悪徳商法や財産管理、相続、福祉の制度、法律のことがわからないなど・・・現在、生活するうえで困っている ことや将来に不安のある高齢の方や障がいのある方、また、そのご家族や親せきの方などどなたからでも弁護士 ・司法書士・社会福祉士など専門職が内容に応じて相談をお受けします。

また、高齢の方や障がいのある方を支援している福祉関係者の方も相談していただけます。どうぞ、お気軽に ご相談ください。

平成29年 1月14日(土) 13:30~16:30 時 愛荘町立福祉センター愛の郷 (愛知郡愛荘町市731) 場 **23**0749-42-7170

平成29年 3月 4日(土) 13:30~16:30 時 3月 彦根市福祉センター(彦根市平田町670) **2**0749-23-9660

【事務局】 彦根市社会福祉協議会

TEL:0749-22-2821 FAX:0749-22-2841



見守り活動への協賛について

地域ぐるみでの見守り活動を推進していくため に、「いきいき見守り訪問事業」として、地域の一人暮 らし高齢者や高齢者世帯等を見守り協力員が訪問 しています。社協では、訪問時に見守り協力員が持 参する協賛品を募集しています。詳細は、愛荘町社 協(愛知川事務所)までお問い合わせください。

※自治会により取り組み状況は異なります。

ご協力いただきありがとうございます。

- ・株式会社ヒロセホールディングス 「トリートメント 50個」
- ・株式会社ナイト

「手づくりストラップ 100個」

・株式会社ダイニチ

「防水シーツ、エプロン 約300枚」

・学童保育所えちっ子クラブ

「写真立て 60個」

(敬称略順不同)

(平成28年9月1日~11月30日)

善意銀行だよ

みなさまの善意を地域福祉の推進に役立た せていただきます。また、お米や物品をいただ いたものは各種事業や活動に活用させていただ いています。

ご寄付いただきありがとうございます。

•一般社団法人 愛荘町文化協会……2,830円 • 匿名……9.850円 • 匿名············米60kg • 匿名……………… 10,000円







DAEKOZEEBWEŁD

この広場は未就学児の親子を対象に、指導員や地域のボランティアさんを中心に身近な場所で「ほっ」とできる交流の機会や安全な遊び場づくりなど、子育て支援をおこなっています。

開催日時

曜日	9 時~12 時	13 時~15 時	
月	わんぱくひろば		
水	197016 \ 0.2916		
木	第1:わんぱくサロン 第2:わんぱくカフェ 第3:わんぱくサロン ★お誕生日会 第4:わんぱくカフェ		

※祝日はお休みです。また、暴風警報等が発令された場合もお 休みさせていただきます。

※お誕生日会に参加される方は、11:00までに受付を済まして いただくようにお願いします。

【場 所】福祉センター愛の郷 【対象者】就学前の子どもと保護者 【持ち物】水分補給のためのお茶をご持参ください。

①ランチを持ってきて食べることができます。

②わんぱくカフェ:ティータイムに参加される方は 飲物代 50 円をいただいています。

★発達相談や育児相談もおこなっています。 臨床心理士さん…12/22 (木)、1/26 (木)、 2/16 (木)、3/23 (木) の午前中

助産師さん…毎月第2木曜日の午前中 (赤ちゃんの体重計測できます)

「ちょっと話を聞いてほしい」 という方は、受付にてお気軽に 指導員まで声をお掛けください♪



※上記お問い合わせは、愛の郷(愛知川事務所)までどうぞ。

でとりで置きませんかで

社協は、地域で生活をしていくうえでの相談窓口と して、相談事業を行っています。

福祉相談(随時)

この相談所は、町民みなさまの福祉に関する相談の窓口として、随時、社協の各事務所で開設しています。匿名での相談もかまいません。

心配ごと相談所

この相談所は、民生委員児童委員などの相談員さんが町民みなさまの生活に関するあらゆる相談の窓口として開設しています。匿名での相談もかまいません。12~3月の開設日は次のとおりです。

月	日	時間	場所
12 月	21日(水)	13:30 ~ 15:30	愛の郷
	28日(水)		いきいきセンター
1月	4日 (水)		愛の郷
	11日(水)		いきいきセンター
	18日(水)		愛の郷
	25日(水)		いきいきセンター
2月	1日 (水)		愛の郷
	8日 (水)		いきいきセンター
	15日(水)		愛の郷
	22日(水)		いきいきセンター
3月	1日(水)		愛の郷
	8日 (水)		いきいきセンター
	15日(水)		愛の郷
	22日(水)		いきいきセンター

※心配ごと相談は、電話でのご相談もお聞きしています。電話番号 愛の郷 42-5843 (直通)

いきいきセンター 37-8063 有線2043

◎行政相談所 毎月第2水曜日 愛の郷

◎人権相談所 毎月第4水曜日 愛の郷 -----

愛の郷・いきいきセンターは、土曜日・祝日も開館しています。町民のみなさまのご利用をお待ちしております。

歳 末 た す け あ い 運 動 実 施 中 !! (12/1~12/31)

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するものです。

お寄せいただいた募金は、新しい年を安心して迎えられるように、低所得世帯や一人暮らし高齢者の方々、福祉施設などに助成させていただきます。